

今後の審議会スケジュール

1. 総合計画審議会の所掌事務

八尾市総合計画審議会規則（抜粋）
（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、**八尾市総合計画の基本構想及び基本計画**並びに**八尾市総合戦略**（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定により定められたものをいう。）に関する事項を調査、審議する。

2. 総合計画審議会の現状

年 度		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
八尾市 第6次 総合計画	基本構想	8年間								
	基本計画	前期基本計画（4年間）				後期基本計画（4年間）				
第2期八尾市 人口ビジョン ・総合戦略	人口ビジョン	8年間								
	総合戦略	前期戦略（4年間）				後期戦略（4年間）				
審 議 会	委員委嘱期間		←→		←→		←→		←→	
	審議会規模		15人		23人		15人		最大40人	
	審議内容	総合計画			総合計画審議会				総合計画審議会	
		総合戦略	総合計画審議会		総合戦略部会		総合計画審議会		総合戦略部会	

現状：令和7・8年度の2カ年度で総合戦略に係る審議を4回していただく予定であり、令和8年度末の令和9年3月31日まで委員委嘱。

【総合戦略に係る審議】

年度1回目：前年度における、総合戦略の指標や交付金事業等について審議（効果検証）

年度2回目：今後の取り組みに向けた意見交換

3. 今後のスケジュールと変更点

年 度		R 7		R 8			R 9	
審議会開催		▲ 第1回 R7.7.30	▲ 第2回 R8.3.27	▲ 第3回 R8.7.2	▲ 第4回 R8.11月頃	▲ 第1回 R9.3月頃	▲	▲
委員委嘱期間		←→					★ 解 嘱	←→
審議内容	総合計画	総合計画審議会					総合計画審議会	
	総合戦略	総合戦略部会					総合戦略部会	

- ・令和11年度から計画期間が始まる次期総合計画に係る審議について、令和9年度に入ってから審議会の立ち上げでは十分な審議期間を確保することが困難なため、令和8年度中に次期総合計画を審議するための総合計画審議会の立ち上げを予定。
- ・そのため、現在の委員委嘱期間中の最後となる第4回の審議会について、年内の開催を想定。
- ・なお、第4回については、市長への答申、今後の地方創生に資する取り組みや次期総合計画につながるアイデア等の意見交換を予定。
- ・現委嘱期間中の予定されていた審議会を終え、本来であれば年度末に委嘱期間満了で自動解嘱となるところ、令和8年度中に次の審議会を立ち上げる必要があることから、解嘱の手続きをさせていただきたい。